



公共高 第 333 号
平成18年11月 7日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

出産費及び家族出産費の受取代理について (通知)

このことについて、組合員等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担軽減を目的として、下記のとおり取扱うこととされましたのでお知らせします。

つきましては、所属職員への周知についてよろしくお願いします。

記

1 出産費及び家族出産費の受取代理の趣旨

出産費及び家族出産費の受取代理とは、組合員が医療機関等を受取代理人として、出産費等を事前に申請し、医療機関等が組合員及び被扶養者に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産費等として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が組合員に代わって出産費等を受け取ることにより、組合員等が医療機関等の窓口において、出産費用を支払う負担を軽減することが目的です。

2 対象者

組合員であって出産費等の支給を受ける見込みがあり、出産予定日まで1ヶ月以内の者又は出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する者が対象となります。

ただし、出産貸付けを利用する場合は対象となりません。

3 申請手続き

(1) 2の対象者からの受取代理の申請に応じて、次の確認書類により、受取代理の申請対象者であることを確認のうえ、出産費及び家族出産費請求書（事前申請用）を交付します。

ア 組合員証（平成18年12月1日以降は、被扶養者であれば組合員被扶養者証も含む）の写し

イ 母子健康手帳の写し又は出産予定日を証明する書類

※ ア、イの写しには、所属所長の原本証明が必要です。

(2) 組合員は、受取代理人となる医療機関等に請求書の必要項目に記載を依頼し、請求書を公立学校共済組合高知支部へ提出してください。

(3) 公立学校共済組合高知支部より医療機関等へ該当者の受取代理の申請を受付けたことを連絡します。組合員又は被扶養者が出産された後に、医療機関等より分娩費請求書及び出生証明書類の写しを提出していただき、請求額に応じて出産費等を医療機関及び組合員へ支払います。出産費及び家族出産費の支払は次のとおりです。

ア 附加給付について、医療機関等での受取代理の対象とすることに、組合員及び医療機関等との間に合意がない場合

(ア) 請求額が35万円(上限)以上である場合

…出産費等の全額を医療機関等へ支払い、附加給付の5万円を組合員へ支払います。

(イ) 請求額が35万円未満である場合

…請求額的全額を医療機関等へ支払い、当該請求額と35万円との差額及び附加給付の5万円を組合員へ支払います。

イ 附加給付について、医療機関等での受取代理の対象とすることに、組合員及び医療機関等との間で合意されている場合

(ア) 請求額が40万円(出産費等附加給付を含む上限額)以上である場合

…出産費等及び附加給付の全額を医療機関等へ支払います。

(イ) 請求額が40万円未満である場合

…請求額的全額を医療機関等へ支払い、当該請求額と40万円との差額を組合員へ支払います。

※ 附加給付については、組合員及び医療機関等との間で合意がなされている場合には、医療機関等において受取代理の対象とすることができます。

4 留意事項

(1) 出産費及び家族出産費の受取代理の取扱いについては、組合員及び医療機関等の間での、任意による代理契約により成立します。この取扱いによる請求を強制するものではなく、従前どおりの出産後による出産費・家族出産費の請求もできますので、組合員はどちらかを選択して請求手続きを行っていただくようになります。

なお、出産費及び家族出産費の受取代理の申請をされた場合には、保育用品及び出産祝金(互助会)の請求については、出産後、出生証明書類とともに提出してく

ださい。

また、出産後の出産費及び家族出産費の請求をされる場合は、従前のとおりです。保育用品及び出産祝金の請求については、後日、詳細を別途通知いたします。

- (2) 出産費及び家族出産費の附加給付における組合員及び医療機関との合意については、公立学校共済組合高知支部より交付する出産費及び家族出産費請求書（事前申請用）にて同時にご了承いただくようになりますので、合意されない場合には事前にご連絡ください。
- (3) 組合員又は被扶養者が、受取代理人である医療機関等以外で出産することとなったときは、速やかに連絡してください。
- (4) 出産費及び家族出産費請求書（事前申請用）を提出いただいた場合、受取代理人となる医療機関等と公立学校共済組合高知支部において、医療機関等における出産費及び家族出産費の受取代理を目的として、請求書の受付、分娩証明及び分娩費用に関する情報提供を行うこととなります。あらかじめご了承くださいようお願いいたします。
- (5) この取扱いについては、現段階より受取代理の対象となる組合員からの申請に応じて、随時受付けます。